

口座振替収納事務取扱規定

第1条 収納事務および取扱店の指定

- 1.預金口座振替による収納事務委託者（以下「委託者」といいます。）は香川県信用組合（以下「当組合」といいます。）との間に、当組合の本支店における収納事務取扱いに関する委託をするものとします。その取扱いについては口座振替収納事務取扱規定（以下「本規定」といいます。）が適用されます。
- 2.委託に際しては、当組合に対し、「収納事務の対象」「取りまとめ店」「振替日」を届けてください。

第2条 預金口座振替依頼書の受理等

- 1.当組合の取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます。）および預金口座振替申込書（以下「申込書」といいます。）を提出させ、これを承諾したときは、申込書を委託者に送付します。
- 2.委託者が預金者（契約者）から依頼書および届出書を受理したときは、依頼書を当組合に送付し、当組合は記載事項を確認のうえこれを受理します。依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに委託者に返戻します。

第3条 振替日

- 1.振替日はあらかじめ取決めた日とします。ただし、当日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日とします。
- 2.委託者は、振替日を変更するときは、預金者（契約者）に対して周知徹底をはかってください。当組合は特別な通知等はいりません。

第4条 預金口座振替依頼

預金口座振替依頼は別途定めるデータ受付期限までに、預金口座振替明細（以下「振替明細」といいます。）を当組合あてデータ送信することにより行ってください。

第5条 振替データの処理等

- 1.当組合は、委託者からデータ送信された振替明細により預金口座振替処理を行います。
- 2.振替明細のデータ送信後は、その取消または修正を行いません。
- 3.送信されたデータの内容に瑕疵がある場合は、その内容を修正してすみやかに当組合に再送信してください。
- 4.振替明細のデータ送信が別途定めるデータ受付期限を経過した場合は、振替日の処理ができません。

第6条 口座への入金

当組合は、振替日に当該預金者の指定する預金口座から振替明細の金額を払い出し、あらかじめ取決めの日までに委託者の指定する預金口座へ入金します。

第7条 振替不能明細の返戻

当組合は、振替日において預金者の指定する預金口座の残高が振替明細の金額に満たない等、払い出し

不能のものがあるときは、その内容を、振替結果コードを付して、振替日の2営業日以降にデータ伝送により委託者あて返戻します。

第8条 結果データの保有

振替結果データについては、所定期間内に取得してください。当組合は、所定期間経過後、振替結果データを削除します。

第9条 振替不能分の再振替

振替不能分について再度預金口座振替により請求する場合は、次回の振替明細のデータ伝送時に当該振替不能分の振替明細をデータ伝送してください。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その振替について優先順位をつけないものとします。

第10条 預金者への通知

当組合は、預金口座振替に関して、預金者に対する引落とし済みの通知、入金督促および領収書の発行等は行なわないものとします。

第11条 取扱手数料

預金口座振替による収納事務取扱いにあたっては、あらかじめ取り決めた手数料および消費税をお支払いただきます。なお、この場合、各預金規定にかかわらず、小切手の振出、または通帳および払戻請求書の提出を省略し、当組合所定の日別途お届けいただいた指定の預金口座から自動的に引落します。

第12条 支払停止

預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等停止内容を遅滞なく当組合に通知してください。

第13条 解約・変更通知

- 1.当組合は、預金者の申出または当組合の都合により、当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、委託者にその旨を通知します。ただし、預金者が指定預金口座を解約したときは、この限りではありません。
- 2.本規定にもとづく回収事務を実施するにあたり、委託者および当組合が故意または過失により相手方に損害を発生させ、または発生させる恐れが生じた場合は、相手方は即時にこの契約を解約することができます。また、委託者に下記の事由が1つでも生じたときも同様とします。
 - (1) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき（手形交換所を経ない不渡が発生したときも同様とします。）。
 - (3) 差押、仮差押、支払停止、破産等、信用欠如が発生したとき。
 - (4) 住所変更の届出を怠るなど、所在が不明となったとき。
 - (5) 代金が公序良俗に反する取引に基づくものであることが判明したとき。
 - (6) 本契約の各条項に違反したとき。

第14条 損害負担

- 1.委託者および当組合は、それぞれの責により生じた損害を負担するものとします。委託者・当組合いずれの責によるか明らかでないときは、両者で協議して定めるものとします。
- 2.当組合は委託者と預金者との債権債務関係、物品の売買、サービスの供与およびその他の紛議については一切の責任を負わないものとします。また、当組合が委託者の請求明細内容に疑義があると判断した場合は、預金口座振替を拒絶することができるものとします。

第15条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当組合の関連諸規定の該当する条項により取扱います。

以上